

# 利用の手引き

山口大学医学部附属病院医療人育成センタークリニカルスキルアップセンター利用要領第5条3項に基づき、山口大学医学部附属病院医療人育成センタークリニカルスキルアップセンター（以下、「センター」という。）の利用の方法に関する事項を定める。

1 別表 A・B にあるシミュレータの利用については、操作方法に精通している者またはセンタースタッフからの指導を要する。なお、操作指導に関しては、センターへ確認すること。

また、操作指導の有無に関わらず、使用者としてセンターが認めた者は、それぞれのシミュレータを利用できる。

2 時間外の利用については、あらかじめセンターから利用許可を得た者に限り使用できるものとし、センターは解錠用のロックナンバーを使用者に通知するものとする。

3 別表